

住所変更手続きのしおり

このしおりは大切に保管し、必要に応じて確認してください。

平成30年9月15日（土）から
住所（地番）が変わります



はじめに

平成5年6月3日より施行されてきました土地区画整理事業がこのたび完了することとなり、整備された道路等に合わせて、町名・地番の変更を行います。これにより、住所や本籍、土地・建物の所在地の地番等が変わります。

区画整理地内にお住いの方や事務所等を設置している業者は、住所や所在地の変更手続きが必要となるものがあります。このしおりでは、地番変更に伴う主な手続きを御案内します。

各手続きは、地番変更実施日（平成30年9月15日予定）以降に行ってください。

～ご連絡事項～

登記事務の停止について

地番変更実施日（平成30年9月15日予定）から、土地区画整理事業による登記書換え作業が行われ、作業が終了するまで土地区画整理事業地内の登記事務が停止されます。

登記閉鎖期間中は、土地区画整理事業地内の土地・建物の一般登記申請（登記事項証明書の発行、土地や建物の所有権移転登記、分筆・合筆登記、抵当権等の設定や抹消等の登記）ができなくなりますのでご注意ください（閉鎖期間は、平成30年9月15日から3か月程度です）。なお、登記閉鎖が解除されましたら、改めて関係権利者（土地所有者等）にお知らせいたします。

住所変更の周知に御協力下さい

土地区画整理事業地内に貸店舗、アパート、共同住宅等をお持ちの方は、変更後の住所をそれぞれ関係の方にお伝えください。

目次

はじめに	1
皆様にお届けするもの	2
新しい住所等の表し方	3
住所変更の手続きについて	4
関係機関案内	11

皆様にお届けするもの

◆ 今回お届けしたもの・・・**住所変更手続きのしおり**（この冊子です）

◆ 8月頃にお届けするもの・・・**住所変更お知らせ用はがき**

新しい住所を知人・取引先などにお知らせするもので、日本郵便(株)が発行する無料はがきです。そちらに同封してある回収用封筒に入れて、最寄りの郵便局やポストにお出してください。1世帯あたり30枚をお配りしますが、不足する場合は、区画整理課までお問い合わせください。

地番変更実施日（平成30年9月15日）以降にお届けするもの

住所変更のお知らせ (1通)	今回の町名地番変更により新しく設定されるあなたの住所が記載されているものです。(証明書としては使用できません)	※9月19日(水)より順次発送予定 市民課より発送します
住所変更証明書 (1世帯あたり10枚)	住所変更の証明書として、各種手続きに使用できます。個人の方について、枚数が不足する場合は、市役所市民課と各支所において無料で発行します。 申請場所：市役所市民課または各支所 必要書類：本人確認書類 市民課 ☎04-2964-1111 (内線1225)	
本籍変更のお知らせ (1通) ※対象者のみ	区画整理地区内に本籍がある方には、本籍の変更があります。対象の方には、市民課より本籍変更のお知らせを郵送します。 本籍変更のお知らせ以外に本籍変更証明書が必要な方は、町名地番変更日以降、市役所市民課・各支所にて無料で発行します。	
登記完了のお知らせ (一般登記停止解除) (1通)	9月15日(換地処分公告日の翌日)から3ヶ月程度、区画整理地内の土地・建物の一般登記申請(所有権移転、分筆の登記等)ができなくなります。区画整理による登記が完了しましたら、改めて関係権利者(土地所有者等)にお知らせいたします。	

新しい住所等の表し方

今まで使っていた町名・地番は廃止され、新しい地番が付けられます。
新しい住所等の表し方は次のようになります。

- ◆ 住所及び本籍・・・新たな町名地番に変わります。

変更前（例）	変更後（例）
入間市宮寺 XXX 番地 X	入間市狭山台一丁目 XX 番地 X
入間市大字新久 XXX 番地 X	～四丁目 XX 番地 X
入間市大字狭山ヶ原 XXX 番地 X	
入間市大字狭山台 XXX 番地 X	
入間市大字根岸 XXX 番地 X	
入間市大字中神 XXX 番地 X	

- ◆ 不動産（土地・建物）…土地の地番は「番」、建物の所在地は「番地」で表します。

変更前（例）	変更後（例）
入間市宮寺字宮野 XXX 番（地） X	入間市狭山台
宮ノ台 XXX 番（地） X	一丁目 XX 番（地） X
入間市大字新久字富士塚 XXX 番（地） X	～四丁目 XX 番（地） X
入間市大字狭山ヶ原字霞野 XXX 番（地） X	
櫻木 XXX 番（地） X	
碑の前 XXX 番（地） X	
入間市大字狭山台字武蔵野 XXX 番（地） X	
入間市大字根岸字東狭山 XXX 番（地） X	
入間市大字中神字中狭山 XXX 番（地） X	
南狭山 XXX 番（地） X	
新狭山 XXX 番（地） X	

住所変更に伴い、郵便番号は以下のとおりになります。

入間市 狭山台一丁目～四丁目 … 〒358-0033

元の住所が『入間市大字狭山台～』の方につきましては、郵便番号の変更はありません。

住所変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、市役所などが住所の書き換えを行うものと、皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要のあるものがあります。

それぞれ主なものを御案内しますので、御自身の該当する項目を御確認ください。

- ◇ 運転免許証等、身分証明書としてご利用されているものは速やかに更新してください。
- ◇ 住所変更後約1年間は、旧住所のままでも郵便物は届きます。
- ◇ 他市町村に土地をお持ちの場合、納税通知書等が届かなくなる場合がありますので、各市町村へ住所変更の連絡をお願いします。

住所変更の手続きは地番変更実施日（平成30年9月15日予定）以降にしてください。

登記所への手続きは登記閉鎖期間中（平成30年12月末頃まで）にはできません。終了次第、関係権利者（土地所有者等）の方には登記閉鎖解除のお知らせを送ります。



住所変更に伴う手続きの必要がないもの	5
保険証など証書等の取扱いについて	6
住所変更に伴う手続きの必要があるもの	7
住民登録関係	7
障害者福祉関係	7
教育機関関係	8
年金関係	8
自動車関係	9
不動産（土地・建物）登記について	9
会社・法人関係	10
各種営業許可証等	10
その他	10
関係機関ご案内	11

◆住所変更に伴う手続きの必要が ない もの

※ただし、少しの間は、旧住所のままで通知等が届く場合がありますので、御了承ください。なお、長期間にわたり旧住所で通知等が届く場合は、各所へ御連絡ください。

市役所	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民票（住民基本台帳） ● 戸籍・戸籍の附票 ● 選挙人名簿 ● 印鑑登録原票 ● 土地家屋課税台帳 ● 市県民税課税台帳 ● 原動機付自転車（125cc 以下）・小型特殊自動車の所有者の住所 ● 国民年金・厚生年金の給付を受けている方の住所（マイナンバーまたは住民票コード登録済の方） ● 国民年金第1号被保険者の方の住所 ● 重度心身障害者自動車等燃料費助成請求書、福祉タクシー券 ● 要援護高齢者等タクシー利用券 ● 図書館利用者登録情報 ● 学童保育室に入室している児童の住所 ● 狭山小学校・武蔵中学校に通学している児童・生徒の住所 ● 畜犬登録の住所 <p style="text-align: right;">・・・・・・・・など</p>
法務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地登記簿（表題部の所在欄のみ） ● 建物登記簿（表題部の所在欄のみ） <p>※所有名義人などの住所は、ご本人の申請があるまで変わりません。（→詳細9p）</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 郵便（配達業務のみ。郵便貯金や保険については各自で届出してください。） ● 上下水道 ● 旅券（パスポート） <p>※最終ページに住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所を御記入ください。</p>

◆ 保険証など証書等の取扱いについて

下記につきましては、皆さまによるお手続きは不要です。

市から皆さまへ 新住所に書き換えて新しくお送りするもの	
<p>9月下旬以降に 担当課から発送予定です。 新しいものがお手元に届くまでは、現在のものを使用してください。</p>	担当課（市役所内）
<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険被保険者証 ●国民健康保険高齢受給者証 ●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 ●国民健康保険限度額適用認定証 ●国民健康保険特定疾病療養受療証 	国保医療課
<ul style="list-style-type: none"> ●後期高齢者医療被保険者証 ●後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ●後期高齢者医療特定疾病療養受療証 	国保医療課
<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険被保険者証 ●介護保険負担割合証 ●介護保険負担限度額認定証 	介護保険課
<ul style="list-style-type: none"> ●子ども医療費受給資格証 ●ひとり親家庭等医療費受給者証 	こども支援課

そのまま使用できるもの	
<p>※希望者には、新しい住所に書き換えて再交付します。</p>	担当課（市役所内）
<ul style="list-style-type: none"> ●精神保健福祉手帳 ●自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院）受給者証 ●障害福祉サービス受給者証 ●地域生活支援事業受給者証 ●生活サポート事業利用登録証 ●障害児通所受給者証 ●重度心身障害者医療費受給者証 ●特別児童扶養手当証書 	障害者支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●教育・保育給付に関する支給認定証 	保育幼稚園課

◆住所変更に伴う手続きの必要が ある もの

手続きには、「住所変更証明書（→2p参照 平成30年9月19日以降に送付します。）」が必要となるものがあります。「住所変更証明書」が不足した場合、個人については、市役所市民課または各支所へ、法人については市役所の区画整理課へお問い合わせください。なお、お手続きができるのは、平成30年9月15日の翌開庁日からとなります。

市役所でご本人に手続きしていただくもの

■住民登録関係

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要な書類等	備考
マイナンバー通知カード（紙製）の住所変更	市役所 市民課 または各支所	マイナンバー通知カード（紙製） ・本人確認書類（運転免許証、保険証等。変更前住所のもので可）	なるべくお早めに
マイナンバーカード（プラスチック製）の住所変更	市役所 市民課 または各支所	・マイナンバーカード ・パスワード	なるべくお早めに ※署名用電子証明書は住所変更により失効します。必要な方は申請してください。
住民基本台帳カードの住所変更	市役所 市民課 または各支所	・住民基本台帳カード ・パスワード	なるべくお早めに
在留カード等の住所変更	市役所 市民課 または各支所	・在留カード ・特別永住者証明書	なるべくお早めに

・マイナンバーカードの署名用電子証明書と住民基本台帳カードの電子証明書は、主にe-tax（確定申告をインターネットで行う方法）に利用されます。

■障害者福祉関係

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要な書類等	備考
身体障害者手帳の住所変更	市役所 障害者支援課	・各手帳 ・印鑑	なるべくお早めに（窓口で新住所に書換えます。）
療育手帳の住所変更		（再交付を御希望の場合は写真が必要です）	御希望により印字した手帳を再交付することも可能です

■教育機関関係

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要書類等	備考
保育園・幼稚園等に届出している住所	通園の保育園等に各自お知らせください。	ご確認ください	市役所 保育幼稚園課窓□での手続きは不要です。

■年金関係

	必要な手続き等	手続・問合せ先	必要な書類等	備考
年金加入中の方	第1号被保険者の方 (自営業者・学生等)	手続き不要	—	納付書はそのまま使用できます。
	第2号被保険者の方 (会社員・公務員等)	勤務先に確認してください。	勤務先に確認してください。	なるべくお早めに
	第3号被保険者の方 (2号の配偶者の方)			
年金受給中の方	マイナンバーまたは住民票コード登録済の方(毎年「現況届」を提出する必要の無い方)	手続き不要	—	—
	マイナンバーまたは住民票コードを登録していない方(毎年「現況届」を提出している方)	所沢年金事務所 Tel04-2998-0170	・年金受給権者住所変更届 ・年金証書 ・印鑑	なるべくお早めに
その他	年金受給権はあるが受給を開始していない60歳以上の方	手続き不要	—	—

- 年金手帳の住所欄については、ご自身で変更後の住所を記入してください。
なお、青い表紙の年金手帳には、住所記載欄がありません。

■自動車関係

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要な書類等	期限
運転免許証の住所、本籍の変更	狭山警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・住所変更証明書 ・本籍変更証明書 (本籍の変更がある場合) ※届出によって本籍を変更した場合は本籍記載の住民票が必要になります。 	なるべくお早めに
軽自動車の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	軽自動車検査協会 埼玉事務所 所沢支所 Tel050-3816-3111	<ul style="list-style-type: none"> ・検査証記入申請書 ・住所変更証明書 ・使用者の印鑑 ・車検証(軽二輪は届出済証と自賠責保険証) 	なるべくお早めに
自動車・オートバイ(125cc超)の所有者・使用者の住所及び使用の本拠位置の変更	埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 Tel050-5540-2029	※なお、使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑または所有者からの委任状が必要です。(法人の場合は代表者印)	
原動機付き自転車(原付バイク・125cc以下)、小型特殊自動車の所有者・使用者の住所及び使用の本拠位置の変更	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">手続き不要</div>	※新住所の標識交付証明書が必要な場合は、市役所 市民税課へお越しください。	—

■不動産(土地・建物)登記について

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要な書類等	期限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	さいたま地方法務局所沢支局 04-2992-2677 (管轄: 所沢市, 狭山市, 入間市内の土地・建物等)	<ul style="list-style-type: none"> ・登記申請書 ・住所変更証明書 ・印鑑 など	※手続きに期限はありません。売買・相続・抵当権の設定などの事由が生じた時に合わせて手続きされる場合でも問題ありません。
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記			

土地や建物の不動産登記簿の表題部につきましては、区画整理登記により、新しい地番及び家屋番号に自動的に変更となりますが、所有者の登記簿上の住所は自動的に変更にはなりませんので、自ら住所変更手続をする必要があります。なお、区画整理を理由とする住所変更については、住所変更証明書があれば登録免許税を免除されます。(司法書士に依頼する場合は報酬が別途かかります。)

■会社・法人関係

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要な書類等	期限
会社・各種法人の 本店・支店の所在地の変更登記 代表者等の住所の変更登記	本店の所在地を管轄する法務局 支店が変更になる場合はその管轄法務局	<ul style="list-style-type: none"> 登記申請書 住所変更証明書 	登記の事実が発生した日（平成30年9月15日）から 本店：2週間以内 支店：3週間以内
法人市民税	市民税課	<ul style="list-style-type: none"> 法人異動届出書 登記事項証明書の写し 	なるべくお早めに

■各種営業許可証等

必要な手続き等	手続・問合せ先	必要な書類等	期限
各種営業許可証等の所在地変更 ※該当職種 病院・医療機関、薬局、食品関係、理美容所、クリーニング所等	狭山保健所	保健所にお問い合わせください。 (手続きの必要がない場合もあります)	保健所にお問い合わせください。
民間保育施設の届け出住所変更	市役所 保育幼稚園課	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業等認可事項変更届出書 	変更後、速やかに

■その他

以下の手続きは契約先等に確認をお願いします。

- 生命保険、火災保険、自動車保険等
 - 銀行の預金通帳、証券会社
 - クレジットカード
 - ガス・燃料会社、電力会社
 - NHK
 - 固定電話、携帯電話、インターネット
 - 社員証、会社から交付された健康保険証
 - 学生証（高校・大学・短大・専門学校等）
 - 各種ポイントカード・スタンプカード
 - 各種会員証
-など

上記以外にも法令等により住所変更の手続きがある場合は、それぞれ所定の手続きを行ってください。

関係機関案内

名称	住所	電話番号
入間市役所	入間市豊岡 1-16-1	04-2964-1111
さいたま地方法務局 所沢支局	所沢市並木 6-1-5	04-2992-2677
さいたま地方法務局 法人登記部門	さいたま市中央区下落合 5-12-1	048-851-1000
日本郵便株式会社 狭山郵便局	狭山市富士見 1-15-32	04-2957-2729
狭山警察署	狭山市稲荷山 2-5-1	04-2953-0110
狭山保健所	狭山市稲荷山 2-16-1	04-2954-6212
所沢年金事務所	所沢市上安松 1152-1	04-2998-0170
埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所	所沢市大字牛沼 688-1	050-5540-2029
軽自動車検査協会 埼玉事務所 所沢支所	埼玉県入間郡三芳町大字 北永井 360-3	050-3816-3111

◎ 本手引き についてのお問い合わせ先

入間市役所 区画整理課 換地・補償担当

〒358-8511

埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号

電話：04-2964-1111（代表）内線 3341～3343、3346、3371